

ふるさとものづくり支援事業

(事業開始年度：平成 28 年度)

－ (一財) 地域総合整備財 (ふるさと財団) －

1 事業の目的・概要

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進するもの。

2 事業実施主体…市町村（なお、市町村が支援を行う企業等は、以下の要件を満たすこと。）

- ・申請時点において、法人格を有する。
- ・債務超過の状況でない。
- ・新商品を自らが研究開発し、その商品を製造又は販売できる者。

3 事業区分

(1) 新商品開発等支援補助金…補助上限額：1,500 万円以内

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品を開発し、事業化、販路開拓に取り組む事業

(2) 販路開拓支援補助金…補助上限額：300 万円以内

これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた市場調査、販路開拓に取り組む事業

※対象とならない事業

- ・他の補助金を受けている事業
(ただし、市町村等が総事業費と当該補助金の差額分を独自に補助する場合を除く。)
- ・企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業（新商品開発等支援補助金に限る。）

4 助成対象経費の具体例

企業等の新商品の研究開発・事業化・市場調査・販路開拓等に要する経費

- ・謝金、旅費交通費、人件費（補助対象の 30% 以内）、委託費
- ・新商品開発に使用する主要原料、材料、副資材の購入に要する経費
- ・機械装置、工具・器具を借上（リース）、購入した場合の経費
(ただし、リース期間が補助年度を越える場合は、補助事業期間分のみを補助対象経費とする。
なお、量産化のための設備投資とみなされるようなものは認めない。また、購入は、新商品開発に必要な不可欠なものとし、可能な限り借上(リース)で対応すること。)
- ・技術指導費、他者の所有する産業財産権の導入に要する経費（自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は含まない。)
- ・事業実施に必要な会議、物品の運搬、展示会への出展、消耗品に要する経費

5 補助率等

(1) 補助率：補助率は 1/2 以内とする。

ただし、事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）、離島地域等において行われる場合は、補助率は 7/10 以内とする。

(2) 上乗せ補助

市町村が企業等に対し独自に補助金を交付する場合、財団は市町村が企業等に交付する補助金額と同等額（ただし、補助対象経費の 1/10 に相当する額を上限。）を、上乗せすることができる。

6 県内事例

H16 延岡市：車椅子等昇降用の空気圧駆動式段差解消機の開発

H16 小林市：さつまいもを原料としたみそ並びにみそ漬の製造

H19 都城市：茎葉利用甘藷の健康茶・粉末の製作

7 県所管課

総合政策部 中山間・地域政策課（地域総合調整担当）

電話：26-7035（内線：2229）

フードビジネス支援体制強化事業

(みやざきフードビジネス相談ステーション)

(事業開始年度：平成 25 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

フードビジネスに取り組む事業者の課題解決にワンストップで対応する総合相談窓口であり、県内フードビジネスの創出と振興を図る。

2 事業実施主体

公益財団法人 宮崎県産業振興機構

3 対象事業等

宮崎駅前の K I T E N ビル内に設置した「みやざきフードビジネス相談ステーション」において、各分野の専門家が、フードビジネスに取り組む事業者からの様々な相談に無料に対応

○ 相談時間 月曜日 ～ 金曜日（要事前予約）

午前 9 時 ～ 午後 5 時

○ 相談予約方法 電話または WEB から予約

電話：0 9 8 5－8 9－4 4 5 2

受付時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

WEB：<https://food.mepo.or.jp/form-reservation/>

○ 場所 K I T E N ビル 3 階

(宮崎市錦町 1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館)

○ 相談内容

- ・新商品開発
- ・農商工連携・6 次産業化
- ・デザイン
- ・販路開拓
- ・マッチング
- ・各種補助事業の活用 など

4 県所管課

商工観光労働部 企業振興課（食品・工業・情報産業担当）

電話：2 6－7 0 9 5（内線：2 5 2 7）

力強い産業を支える産業人財育成事業

(みやざきビジネスアカデミー (ひなたMBA))

(事業開始年度：平成 26 年度)

— 民間企業 —

1 事業の目的・概要

これからの産業を担う若者等に選ばれる力強い産業を創出するため、マネジメント層をはじめとする多様な産業人材を育成し、県内企業の成長促進や魅力向上を図る。

2 事業実施主体

民間企業（県から委託）

3 対象事業等

「階層別」、「課題・テーマ別」及び「人材育成」に関する研修プログラムを策定し、プログラムに沿った講座を実施

① 階層別プログラム

経営者、管理者、リーダー等の各職階に応じた汎用的ビジネススキルを修得する講座の実施

- ・組織マネジメント講座
- ・中堅管理者講座
- ・個別スキル講座

② 課題・テーマ別プログラム

時代の潮流を踏まえた産業界の課題等をテーマとする講座（若者定着、女性の活躍促進等）の実施

- ・新社会人向け講座
- ・女性社員向け講座
- ・外国人労働者向け講座

③ 人材育成プログラム

企業が主体となって社員の育成に取り組むための環境づくりや情報発信

- ・人材育成担当者向け講座

4 その他

講座受講者に対してアンケート調査を実施

5 県所管課

総合政策部 産業政策課（産業企画・外国人材担当）

電話：26－7967（内線：29027）

みやざきフードビジネス人材育成支援事業

(ひなた MBA (フードビジネス部門))

(事業開始年度：平成 26 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

フードビジネスを担う産業人材の育成を目的として、商品開発や衛生管理等の連続講座による実践的な人材育成プログラム（ひなたMBA (フードビジネス部門)）を実施し、本県の食品製造業の振興を図る。

2 事業実施主体

県

3 対象事業等

「商品開発」や「衛生管理」等の5つのテーマで構成した連続講座を実施

①【商品開発（基礎）】

新商品の企画から開発まで（コンセプト、デザイン、表示など）に必要となる基礎的な知識を習得するための講座

②【商品開発（応用）】

具体的な食品等を題材とした実践的な新商品開発の技能を身につけるとともに、環境に配慮した商品開発など消費者ニーズの変化に対応できる知識を習得するための講座

③【衛生管理（基礎）】

食品製造時のリスク管理や清掃など、食の安全・安心に必要となる基礎的な知識を習得するための講座

④【衛生管理（応用）】

食品衛生管理の第三者認証取得（更新）を見据えた実践的な技能や業務の効率化につながる知識を習得するための講座

⑤【販路拡大】

展示会への出展やSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用した販路拡大、県外・海外への取引拡大に必要な知識を習得するための講座

3 対象者

- ・ 県内の食品製造業従事者
- ・ 将来的に食品製造業の創業や就職を予定している方

4 県所管課

商工観光労働部 企業振興課（食品・工業・情報産業担当）

電話：26－7095（内線：2576）

中心市街地再活性化等特別対策事業

(事業開始年度：平成 10 年度)

－ 総務省地域力創造グループ地域振興室 －

1 事業の目的・概要

「まちの顔」である中心市街地の空洞化が進行していることから、市町村が集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業を地域の実情に即して効率的に実施し、中心市街地の再活性化を促進できるよう財政措置を講じる。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。

対象事業の例示

(1) 公共施設整備事業

①集客力を高める施設の整備

・多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等

②地域の産業の振興に資する施設の整備

・展示施設、物産会館等

③良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備

・ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等

④子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備

・託児所、親子交流サロン、学習コーナー等

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの（多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。）に対する市町村の助成事業

4 財政措置

(1) 地方債の同意・許可

一般単独事業債・一般事業の対象とし、充当率は 75%とする。

(2) 交付税措置

地方債の元利償還金の 30%に相当する額について、特別交付税により措置する。

5 県所管課

総務部 市町村課（財政・地方債担当）

電話：26－7846（内線：2155）

経済活動助成事業 (海外販路開拓支援・インバウンド支援)

(事業開始年度：平成 27 年度)

— (一財) 自治体国際化協会 —

1 事業の目的・概要

地方公共団体の海外販路開拓および海外観光客誘致に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のために実施する、助成とサポートが一体となった事業

2 事業実施主体

都道府県及び市区町村

3 対象事業等

(1) 助成対象団体が実施する事業のうち、事業実施によって将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業で、次のいずれにも該当するもの。

- ① 地方公共団体の地元産品等の海外における販売促進のために実施する事業又は当該地方公共団体への海外観光客の誘致促進のために実施する事業
- ② 原則として新規事業とし、継続事業であっても特色が示せる事業

(2) 次のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- ① 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業
- ② 単なる資金供与だけの事業
- ③ 補助対象経費が 200 万円以下の事業

4 助成対象経費

(1) 事業の実施に要する経費。ただし、事業参加業者負担金や売上など他の収入がある場合は、総額から当該収入を控除した額。

(2) 助成対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。

- ① 補助金
- ② 職員旅費
- ③ 他用途に転用可能な備品整備等
- ④ 工事を伴う施設整備等
- ⑤ 経常的経費

5 助成額

助成対象経費の 1 / 2 以内の額で、次の金額を上限とする。

- (1) 主として海外で行う事業 1 事業あたり 500 万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1 事業あたり 300 万円

6 県内事例

平成 31 年度 宮崎県：「拓け！海外市場」OJT による海外ビジネスチャンス創出事業
(アジア)

7 県所管課

総合政策部 観光経済交流局国際・経済交流課 (国際交流担当)
電話：4 4 - 2 6 2 3 (内線：2 0 8 7)

女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

県内経済の発展・成長と、女性・若者の県内定着及びU I J ターンの増加を図ることを目的に、女性または35歳未満の若者を対象とした「ビジネスプランコンテスト開催事業」と、性別・年齢制限のない「地域魅力度アップによる女性・若者の県内定着応援事業」を実施する。

2 事業実施主体

県の補助を受け、公益財団法人宮崎県産業振興機構が実施

3 対象事業・補助率等



	ビジネスプランコンテスト開催事業	地域魅力度アップによる 女性・若者の県内定着応援事業
対象者	女性または令和7年4月1日時点で 35歳未満の若者	性別・年齢の制限なし
	令和7年4月1日以降、事業期間完了日（令和8年1月16日）までに、県内で(1)個人事業の開業届出もしくは法人の設立を行い、その代表者となる者、(2)Society5.0関連分野において、事業承継、第二創業する者	
対象事業	デジタル技術を活用し、県が地域再生計画で定める分野において、地域課題の解決に資する社会的事業（※） ※社会性・事業性・必要性・デジタル技術の活用のいずれの事項にも該当する社会的事業であること。デジタル技術とは例えば、キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイト販売等が想定される	
	上記かつ、女性や若者にとっての魅力的な地域づくりに資する事業	
対象経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等の事業に要する経費	
補助率等	- 起業に要する対象経費の2分の1（補助額最大300万円） 7月27日開催予定のビジネスプランコンテストで決定	起業に要する対象経費の2分の1（補助額上限100万円）

4 県所管課

商工観光労働部 商工政策課（商工団体・商業振興担当）

電話：0985-26-7098（内線：2537）

ユニバーサルツーリズム受入環境整備事業

(事業開始年度：令和５年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

令和９年度に「全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されることから、高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、全ての人が制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行（ユニバーサルツーリズム）の受入体制を強化する。

2 事業実施主体

市町村、宿泊事業者等、観光事業者

3 対象事業等

(1) 施設改修によるユニバーサルデザイン化の整備

県内の宿泊施設及び観光施設の敷地内において行うユニバーサルデザイン化のための工事を伴う整備に係る費用の一部を補助する。

(具体例)

- ・手すりやスロープの設置
- ・出入口や廊下幅の拡張
- ・開き戸から引き戸への改修
- ・段差解消
- ・バリアフリールームへの改修
- ・車いす使用者が利用しやすい浴槽への改修
- ・トイレにおけるオストメイト用設備等の設置
- ・車いす使用者用駐車施設の整備 等

(2) 機器の導入によるユニバーサルデザイン化の整備

県内の宿泊施設及び観光施設におけるユニバーサルデザイン化に資する機器の導入に係る費用の一部を補助する。

(具体例)

- ・車いす
- ・可動式スロープ
- ・着脱式手すり
- ・コミュニケーションボード
- ・室内信号装置
- ・シャワーチェア等の浴室内備品 等

4 補助率

補助対象経費の１／２以内

5 １施設あたりの補助限度額

- (１) の事業 上限 5,000 千円
- (２) の事業 上限 500 千円

6 県所管課

商工観光労働部 観光推進課（観光戦略担当）
電話：２６－７１０４（内線：２５５４）

魅力あふれる観光地域づくり事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

地域の観光人材を育成するとともに、県内の観光周遊を促進し、魅力あふれる観光地域づくりの推進を図る。

2 事業実施主体

(1) 観光みやざき創生塾

公益財団法人宮崎県観光協会

(2) 県内周遊促進のための観光地域支援

市町村、観光関係団体等

3 対象事業等

(1) 観光みやざき創生塾

地域の中核となる観光人材育成を支援する。

(2) 県内周遊促進のための観光地域支援

魅力あふれる観光地域づくりのために実施する県内の周遊観光につながる旅行商品開発・情報発信の取組に要する経費の一部を補助する。

4 補助率

(1) 観光みやざき創生塾

定額

(2) 県内周遊促進のための観光地域支援

補助対象経費の2分の1以内(実施主体が市町村の場合は、財政力指数に応じた調整係数を乗じる。)

補助上限 1,000 千円

5 令和6年度の実績

(1) 観光みやざき創生塾

実践コース、基礎コースプログラムにおいて、それぞれ9回の講義とフィールドワークを実施

(2) 県内周遊促進のための観光地域支援(4市町村及び2事業者へ補助)

(採択事業例)

・日向・東臼杵広域観光推進協議会

SNSでのキャンペーンや、PR動画の配信

・宮崎市観光協会

宮崎の特産である「伊勢えび」の発信及び食をコンテンツとした事業の展開

6 県所管課

商工観光労働部 観光推進課(観光戦略担当) 電話：26-7104(内線：2554)

市町村スポーツ施設等整備強化事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

市町村が実施するスポーツキャンプ・合宿、大会のための環境整備を支援することで、新たなキャンプ・合宿等の誘致や、誘客の増加による経済効果を県内全域に波及させる。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

(1) スポーツ施設・資機材整備事業

「スポーツ観光」を推進する市町村が実施するスポーツ施設の施設整備や資機材の整備に対して補助するもの。

(2) スポーツ合宿所等整備事業

① 民間宿泊施設が少ない市町村が実施する合宿所の整備、増床等の改良、民間宿泊業者への補助事業に対して支援するもの。

② パラスポーツ誘致のため市町村が実施する IPC 等の国際基準の仕様に沿った合宿所の整備、客室等の改良、民間宿泊業者への補助事業に対して支援するもの。

4 補助率

(1) スポーツ施設・資機材整備事業

1 / 2 以内又は 1 / 3 以内 (上限 10,000 千円)

(2) スポーツ合宿所等整備事業

直接補助：1 / 2 以内 (上限 25,000 千円)

間接補助：市町村補助総額の 1 / 2 以内かつ改修又は整備に係る経費の 1 / 3
(上限 25,000 千円)

5 県内事例

(1) スポーツ施設・資機材整備事業

令和6年度：都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、高鍋町

(2) スポーツ合宿所等整備事業

令和6年度：都城市、延岡市、西米良村

6 県所管課

商工観光労働部 観光経済交流局スポーツランド推進課 (スポーツキャンプ推進担当)

電話：26-7108 (内線：2505)

市町村スポーツ展開支援事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

市町村において、山などの恵まれた自然環境を生かしたトレッキングやカヌー等、国スポ・障スポ大会で選定されたスポーツの受入拡大に必要な施設の整備等を実施することにより、県下全域におけるスポーツツーリズムを推進する。

2 事業実施主体

市町村

3 対象事業等

山間部など大規模なスポーツキャンプ・大会の受入が困難な市町村を対象に、トレッキングやカヌーをはじめ、国スポ・障スポ大会で選定されたスポーツのキャンプ等受入拡大に必要な施設等の整備、スポーツツーリズムに関する調査に対して補助するもの。

4 補助率

1／2以内又は1／3以内

(施設等の整備は上限10,000千円、スポーツツーリズムに関する調査は上限2,500千円)

5 県内事例

令和6年度：都城市、串間市、木城町

6 県所管課

商工観光労働部 観光経済交流局スポーツランド推進課 (スポーツキャンプ推進担当)

電話：26-7108 (内線：2505)

企業立地促進補助金

(事業開始年度：平成7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

立地企業の事務所建設等の初期投資、新規雇用に対し補助を行い、地域経済の振興と魅力ある雇用機会の創出並びに本県産業の高度化を図る。

2 事業実施主体

県

3 対象事業等

事業所等(製造業を営む工場、情報関連産業又は流通関連業を営む事務所、試験研究機関等)を県内に立地するもののうち、雇用人数や投資額など一定の要件を満たすものに対し、事業所建設等の初期投資及び新規雇用に対する補助を行う。なお、情報関連産業は賃借料についても補助する。

4 補助基準 下記のとおり

5 補助率 下記のとおり

【一般案件】

区分	要件等 業種	交付要件	補助金の額			新規県内雇用者割加算					限度額
		新規県内 雇用者数	新規県内 雇用者割 及び 転勤者割	補助対象経費割		特定団地 ※ 1	指定地域 ※ 2	重点産業 分野 ※ 3	県内給与 水準引上 ※ 4	U I J ターン ※ 5	
				交付要件	補助率						
新設 ※ 6	製造業 ※ 8	5	4 0	2	6	1 0	1 0	1 0	3 0	3 0	2
	試験研究機関	5	4 0	基準なし	6						5
	情報関連産業	5	6 0	基準なし	10						5
	流通関連業	5	4 0	1	6						2
	卸売業	2 0	4 0	1	6						2
増設 ※ 7	製造業	1 0	2 0	5	3	—	1 0	1 0	3 0	3 0	1
	試験研究機関	1 0	2 0	1	3						2.5
	情報関連産業	1 0	2 0	1	5						2.5
	流通関連業	1 0	2 0	2	3						1
	卸売業	3 0	2 0	2	3						1

※1 特定団地とは、宮崎フリーウェイ工業団地に立地する場合をいいます。

※2 指定地域とは、中山間地域（宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第2条第1項第1号から5号に定められた中山間地域（一部地域を除く））に立地する場合をいいます。

※3 雇用者割加算対象となる重点産業分野とは、ゼロカーボン関連産業、医療機器関連産業、フードビジネス関連産業、自動車・航空機関連産業、半導体関連産業、先端産業分野の6つの分野をいいます。

※4 県内給与水準引上とは、全国平均給与額（業種毎）以上の給与を受給する新規県内雇用者の数が、全新規県内雇用者数の3分の2以上を占める場合をいいます。

※5 UIJターン（者）とは、勤務開始日の1年前の日から勤務開始日までに県外から転入してきた新規県内雇用者をいいます。

※6 新設とは、県内に本社や事業所等を有しない者が県内で新たに工場等を設置すること、県内に本社や工場等を有するものが現在営む業種と異なる立地対象業種に参入するために増設すること、又は、特定団地内において増設することをいいます。

※7 増設とは、県内に本社や事業所等を有する者が、現に有する事業所等に加えて県内において新たに事業所等を設置すること又は現に有する事業所等を増床すること及び増床に伴う移転をいいます。

※8 高度な環境制御を行う「植物工場」は製造業として補助対象となります。

【大規模立地案件】

要件等 業種	交付要件		補助金の額		新規県内雇用者割加算			限度額
	新規県内雇用者数	補助対象経費額	新規県内雇用者割	補助対象経費割	特定回地	指定地域	重点分野	
	人以上	億円超	万円	%	万円	万円	万円	
製造業	101	150 (リース取引除く)	40	4	10	10	10	10
	201	250 (リース取引除く)						20
	301	500 (リース取引除く)						30
	401	750 (リース取引除く)						40
	501	1,000 (リース取引除く)						50
情報関連産業	301	1	60	8	10	10	10	8

<情報関連産業の場合>

○ 一般案件同様、賃借料補助、施設整備費補助を受給可能

【困難地域立地案件】

中山間地域の中で、特に企業立地が進んでいない市町村（※1）に立地する場合、交付要件の緩和など支援内容を拡充します。

要件等 業種	交付要件	補助金の額		新規県内雇用者割加算			限度額
	新規県内雇用者数	新規県内雇用者割及び転勤者割	補助対象経費割	重点分野	県内給与水準引上	UIJターン	
	人以上	万円	%	万円	万円	万円	
製造業	3	50	4	10	30	30	2
試験研究機関		50	4				5
情報関連産業		100	8				5
流通関連産業		50	4				2
知事特認業種 ※2		50	4				2

※1 定期的に対象となる市町村の見直しを行います。（令和7年4月1日現在の対象自治体は西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町の5町村です。）

※2 知事特認業種とは、立地対象業種（製造業、試験研究機関、情報関連産業、流通関連産業）以外の業種のうち、知事が地域の活力向上に寄与すると特別に認める業種をいいます。

<情報関連産業の場合>

○ 一般案件同様、賃借料補助、施設整備費補助を受給可能

6 県内事例

宮崎キャノン（株）、宮崎日機装（株）等

7 県所管課

商工観光労働部 企業立地課（企業立地企画担当）

電話：26-7573（内線：2586）

よろず支援拠点事業

(事業開始年度：平成 26 年度)

— 中小企業庁経営支援課 —

1 事業の目的・概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に、経営コンサルティング、ITや知的財産等様々な分野の専門家が無料で対応するワンストップ相談窓口として、国が各都道府県に設置

2 事業実施主体

公益財団法人宮崎県産業振興機構

3 対象事業等

○ 対象者

中小企業・小規模事業者、NPO法人、社会福祉法人など中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方

○ 予約電話

0985-74-0786 [平日8時30分～17時]
(12時～13時を除く)

○相談場所・相談時間 ※事前予約制

- ・公益財団法人宮崎県産業振興機構 [平日毎日 9時～17時]
(宮崎市佐土原町東上那珂 16500 番 2)
- ・宮崎サテライト [平日毎日 9時～17時]
(宮崎市橘通西 3-10-32 宮崎ナナイロ東館 8 階 ATOMica 内)
- ・都城サテライト [月・火・木 9時～17時]
(都城市吉尾町 473-1 都城工業高等専門学校 地域連携テクノセンター)
- ・延岡サテライト [月・火・金 9時～17時]
(延岡市東本小路 121-1 延岡市中小企業振興センター 2 階)
- ・日南サテライト [平日毎日 9時～17時]
(日南市岩崎 3-7-15 日南油津商店街 1 番街内)

○相談内容例

- ・創業や起業する際の資金調達について知りたい。
- ・取引先との契約書の内容や、事業に関連する法律について相談したい。
- ・確定申告や年末調整、節税について相談したい。
- ・電子決済やウェブサイトを活用した販売戦略について知りたい。
- ・企業パンフレットを刷新して、企業イメージを印象づけたい。
- ・親族ではない第三者に事業を引き継ぎたい。

4 県所管課

商工観光労働部 企業振興課 (企業成長推進担当)

電話：0985-26-7114 (内線：2525)